札環対第 918 号

平成29年(2017年)8月22日

各局(区) 庶務担当課長 様

環) 環境対策課長

# 大気汚染防止法における石綿含有仕上塗材除去作業の取扱いについて

建物の内外装仕上げには、石綿を含有するもの(以下「石綿含有仕上塗材」という。)があり、この度、環境省から別添のとおり、大気汚染防止法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、以下「法」という。)における石綿含有仕上塗材の取扱いについて見解が示されました。

つきましては、当該見解を踏まえ本市における取扱いを下記のとおり定めましたので、 ご留意くださいますようよろしくお願いいたします。

記

### 1 「吹付け石綿」に区分される石綿含有仕上塗材について

石綿含有仕上塗材がどのように施工されたかにより、下表のとおり取扱いの区分を 定めました。

## 表. 石綿含有塗材の施工方法と取扱い区分

石綿含有仕上塗材がどのように施工されたか	取扱い区分	
① 吹付け工法で施工されたことが明らか	「吹付け石綿」として取扱う (届出必要)	
② 吹付け工法で施工されたかどうかが明ら かでない	「吹付け石綿」として取扱う (届出必要)	
③ 吹付け以外の工法 (ローラー塗等) で施 工されたことが明らか (※1)	「吹付け石綿」としては取扱わない (届出不要(※2))	

- ※1 「吹付け以外の工法(ローラー塗等)で施工されたことが明らか」であること の判断は、設計図面上の情報など、客観的に証明できるものをもって行うこと。 なお、判断の根拠とした資料等の当課への提出は不要。
- ※2 届出不要ではあるが、届出対象の工事で求められる作業基準に準じた方法を とるなどして、適切な石綿飛散防止措置を講じること。

「吹付け石綿」(大気汚染防止法施行令第3条の3第1号)に区分されるものについては、石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体又は改造・補修に際し、特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第18条の15)、作業基準の遵守(法第18条の14)等が必要となります。

建築物を所有している各部局におかれましては、工事の際、内外装仕上塗材中の石綿含有の有無、その工法等についてご確認ください。

### 2 作業基準について

「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の除去等に際しては、大気汚染防止法施 行規則別表第7第1の項下欄イ~チの事項を遵守し除去等を行うか、又は同項下欄柱 書の「同等以上の効果を有する措置」を講ずる必要があります。

「同等以上の効果を有する措置」については、当課で一部取り扱いを定めておりますので、具体的な届出対象工事が発生した際は、事前にご相談くださいますようお願いいたします。

### 3 その他

「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の「札幌市市有施設アスベスト管理台帳」における管理方法につきましては、下記のとおり予定しておりますが、詳細については決まり次第別途ご連絡いたします。

石綿含有仕上塗材がどのよ うに施工されたか	台帳への記載	取扱い	備考
① 吹付け工法で施工された ことが明らか	必須	吹付け材として 取り扱う	
② 吹付け工法で施工された かどうかが明らかでない	必須	吹付け材として 取り扱う	みなし施設に 「○」を記載
③ 吹付け以外の工法(ローラー塗等)で施工されたことが明らか	可能な範囲で 記載	石綿含有成形板等 と同様の取扱い	

担当:環境局環境都市推進部環境対策課 溝口、金盛 Tm 211-2882

環水大大発第 1705301 号 平成 29 年 5 月 30 日

各 都 道 府 県 大気環境主管部局長 殿 大気汚染防止法政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について

大気環境行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材(以下「仕上塗材」という。)には、石綿を含有するものがあり、これらの石綿含有仕上塗材は建築物等への使用時には石綿の飛散の可能性は小さい。一方、建築物等の解体・改造・補修工事において石綿含有仕上塗材を除去・補修(以下「除去等」という。)する際には、破断せずに除去等を行うことが困難であるため、除去等の工法によっては、石綿が飛散する可能性が指摘されている。このため、除去等の工法に応じた適切な飛散防止措置を講ずる必要がある。

ついては、下記事項に留意の上、除去等の工法に応じた適切な石綿飛散防止措置が講じられるよう、事業者等への周知及び指導を図られたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱 う。このため、これら石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に際して は、特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準の遵守等が必要となる。

また、吹付け工法により施工されたかどうかが明らかでない場合も、石綿含有仕上塗材を「吹付け石綿」とみなして、特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守が行われることが望ましい。特に、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の規模の大きい建築物等で、除去作業を行う場合には、周辺環境への石綿飛散のおそれが比較的高いと考えられることから、届出及び作業基準の遵守について適切に指導されたい。

なお、吹付け以外の工法 (ローラー塗り等) で施工されたことが明らかな場合は、特定粉じん排出等作業の実施の届出は不要であるが、適切な飛散防止措置が講じられることが望ましい。

2 「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の除去等に際しては、大気汚染防止法施 行規則別表第七第一の項下欄イ~チの事項を遵守し除去等を行うか、同項下欄柱書の 「同等以上の効果を有する措置」を講じる必要がある。「同等以上の効果を有する措 置」については、別紙を参考にされたい。

なお、厚生労働省の「『建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版]」(平成29年3月)においては、「吹付け工法により施工された仕上塗材は、石綿則第6条に示す「吹き付けられた石綿」に該当するため、計画届又は作業届が必要となる。一方、それ以外の工法(ローラー塗等)により施工した仕上塗材は、届出の義務はない。しかし、いずれにしても、除去時のばく露防止対策については、施工時の工法に関わらず適切に対応することが求められる」とされているところである。

このため、石綿含有仕上塗材の除去等に係る事業者等の指導に当たっては、労働基準監督署と十分連携を図ることとされたい。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課

担当 廣田·五十嵐

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp